

令和2年(2020年)11月27日公表

2020年農林業センサス結果概要（滋賀県概数値）

－ 農林業経営体調査 －

滋賀県総合企画部統計課

目 次

I 結果の概要

1 農林業経営体数	2
2 農業経営体数	3
3 経営耕地面積の状況（農業経営体）	4
4 耕地種類別経営耕地面積（農業経営体）	5
5 経営耕地面積規模別農業経営体数	6
6 農産物販売金額規模別農業経営体数	7
7 農産物販売金額1位の部門別農業経営体数	8
8 農産物販売金額1位の出荷先別にみた農業経営体数	9
9 青色申告を行っている農業経営体数	10
10 データを活用した農業を行っている農業経営体数	10
11 主副業別農業経営体数（個人経営体）	11
12 林業経営体数および素材生産量	12

II 統計表（市町別統計表）

1 農林業経営体	
（1）農林業経営体数	15
（2）組織形態別経営体数	16
2 農業経営体	
（1）組織形態別経営体数	17
（2）経営耕地面積規模別経営体数	18
（3）経営耕地面積規模別面積	19
（4）経営耕地の状況	20
（5）農産物販売金額規模別経営体数	21
（6）農業経営組織別経営体数	22
（7）農産物販売金額1位の部門別経営体数	23
（8）農産物販売金額1位の出荷先別経営体数	24
（9）有機農業に取り組んでいる経営体数	25
（10）青色申告を行っている営体数	25
（11）データを活用した農業を行っている経営体数	26
（12）主副業別経営体数（個人経営体）	26

3	林業経営体	
	(1) 組織形態別経営体数	27
	(2) 保有山林面積規模別経営体数	28
	(3) 保有山林面積及び素材生産量	28
4	総農家	
	総農家数	29
III	農林業経営体調査の仕様	30

【利用上の注意】

- この結果概要の数値は、確定値ではなく概数値である。
- 統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しないことがある。また、概要に記載している各表の増減率、構成比等も各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- 表中に用いた記号は以下のとおりである。
 - 「0」・・・単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）
 - 「-」・・・事実のないもの
 - 「X」・・・調査客体が少ないため秘密保護の観点から数値を秘匿したもの
 - 「△」・・・減少したもの

I 結果の概要

～農林業経営体が減少する中で、法人化や規模拡大の進展が継続～

1 農林業経営体数

～農林業経営体は14,866経営体～

令和2年2月1日現在の農林業経営体数は14,866経営体となっている。このうち、農業経営体数は14,679経営体で、前回（平成27年）に比べ27.3%減少した。また、林業経営体数は307経営体で、前回に比べ63.3%減少となった。（Ⅱ統計表P15参照）

図1 農林業経営体数

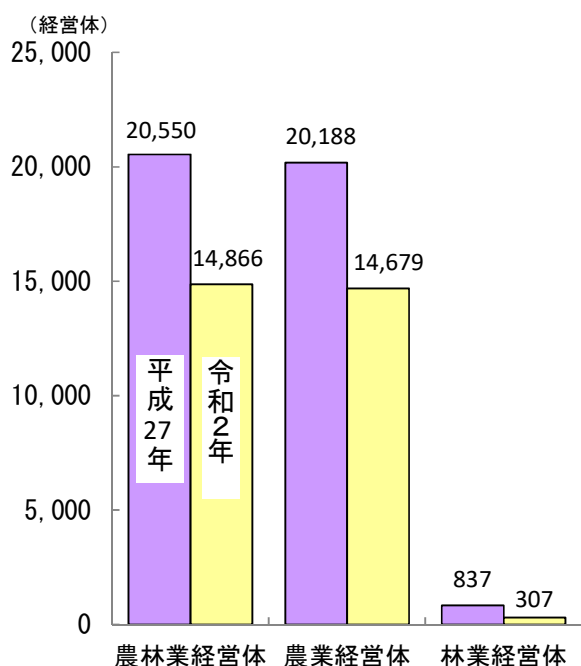


表1 農林業経営体数

単位:経営体

区分	農林業経営体	農業経営体	林業経営体
令和2年	14,866	14,679	307
平成27年	20,550	20,188	837
増減率(%)	△ 27.7	△ 27.3	△ 63.3

注：農林業経営体、農業経営体、林業経営体の定義については、巻末P33～の「10 用語の解説」を参照されたい。
 なお、農業経営と林業経営を合わせて営んでいる経営体は、農業経営体と林業経営体にそれぞれ含まれるため、農業経営体と林業経営体の合計と農林業経営体数は一致致しない。

2 農業経営体数

～法人化している経営体が増加～

農業経営体のうち、個人経営体は13,837経営体で、前回に比べて28.4%減少し、団体経営体は842経営体で3.3%減少した。

また、農業経営体を組織形態別にみると、法人化している経営体が604経営体で、前回に比べ38.9%増加した。そのうち、農事組合法人は361経営体で、前回に比べ54.9%増加した。（Ⅱ統計表P15, P17参照）

表2 農業経営体数

単位：経営体

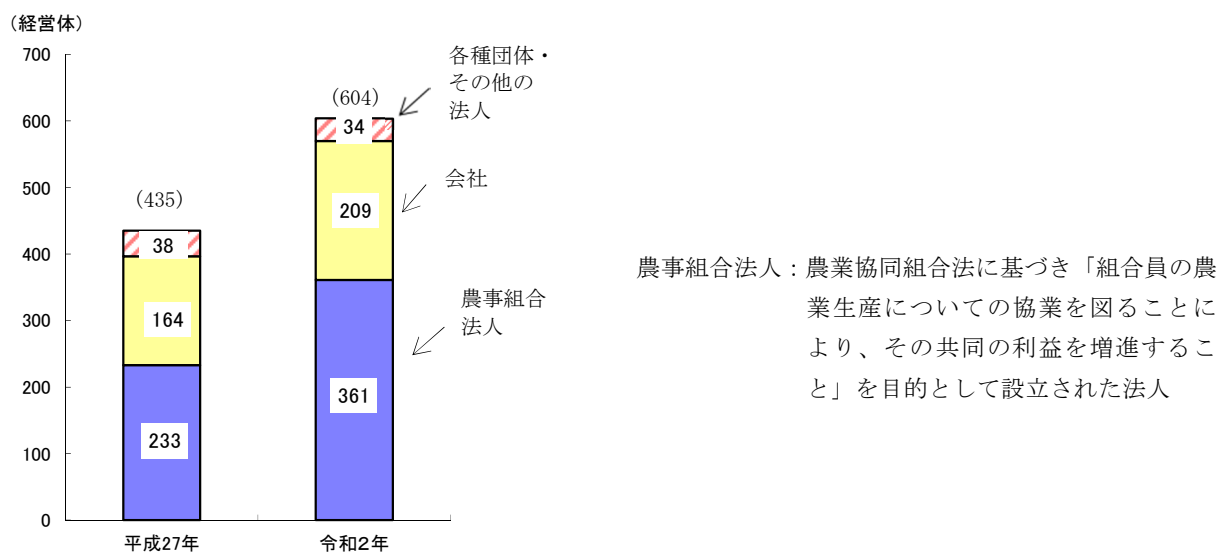
区分	農業経営体	個人経営体	団体経営体	
			法人経営体	
令和2年	14,679	13,837	842	604
平成27年	20,188	19,317	871	435
増減率(%)	△ 27.3	△ 28.4	△ 3.3	38.9

表3 組織形態別農業経営体数

単位：経営体

区分	合計	法人化している				地方公共 団体 ・財産区	法人化 していない
		法人計	農事組 合法人	会 社	各種団体 ・その他の 法人		
令和2年	14,679	604	361	209	34	-	14,075
平成27年	20,188	435	233	164	38	-	19,753
増減率(%)	△ 27.3	38.9	54.9	27.4	△ 10.5	-	△ 28.7

図2 組織形態別農業経営体数の推移



3 経営耕地面積の状況（農業経営体）

～経営耕地総面積は減少、借入耕地面積が増加～

農業経営体の経営耕地総面積は42,792haで、前回に比べ3.8%減少した。そのうち、借入耕地面積は29,478haで、前回に比べ11.2%増加した。

また、経営耕地のある農業経営体1経営体当たりの経営耕地面積は2.9ha(前回2.2ha)で、前回に比べ31.8%増加した。(Ⅱ統計表P20参照)

図3 経営耕地面積の状況（農業経営体）

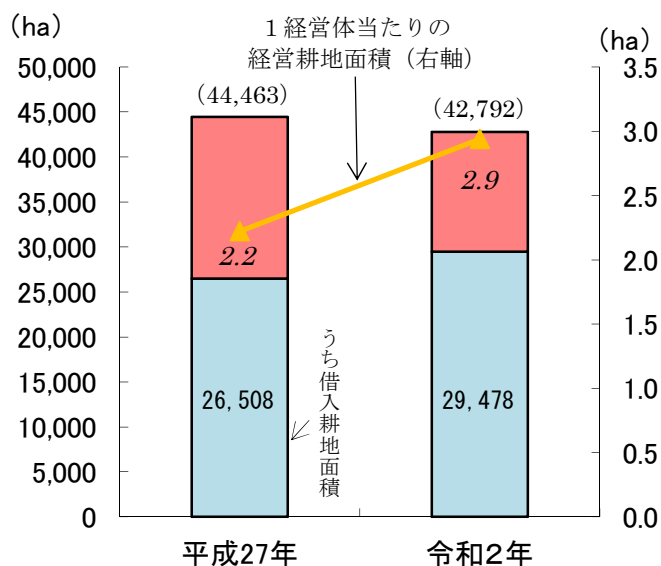


表4 経営耕地面積の状況（農業経営体）

単位：経営体、ha

区分	経営耕地のある経営体数	経営耕地総面積	うち借入耕地		経営耕地のある経営体の1経営体当たり経営耕地面積
			借入耕地のある経営体数	借入耕地面積	
令和2年	14,571	42,792	7,235	29,478	2.9
平成27年	20,034	44,463	9,836	26,508	2.2
増減率(%)	△ 27.3	△ 3.8	△ 26.4	11.2	31.8
構成比(%)	令和2年	100.0	49.7	68.9	
	平成27年	100.0	49.1	59.6	

4 耕地種類別経営耕地面積（農業経営体）

～経営耕地面積のうち 96.3%が田～

農業経営体の経営耕地面積を耕地種類別にみると、田が 41,219ha、樹園地が 361ha となり、前回に比べ 3.4%、39.5%それぞれ減少した。畑は 1,212ha で前回に比べ 2.6%増加した。（Ⅱ統計表 P20 参照）

図 4 耕地種類別経営耕地面積（農業経営体）

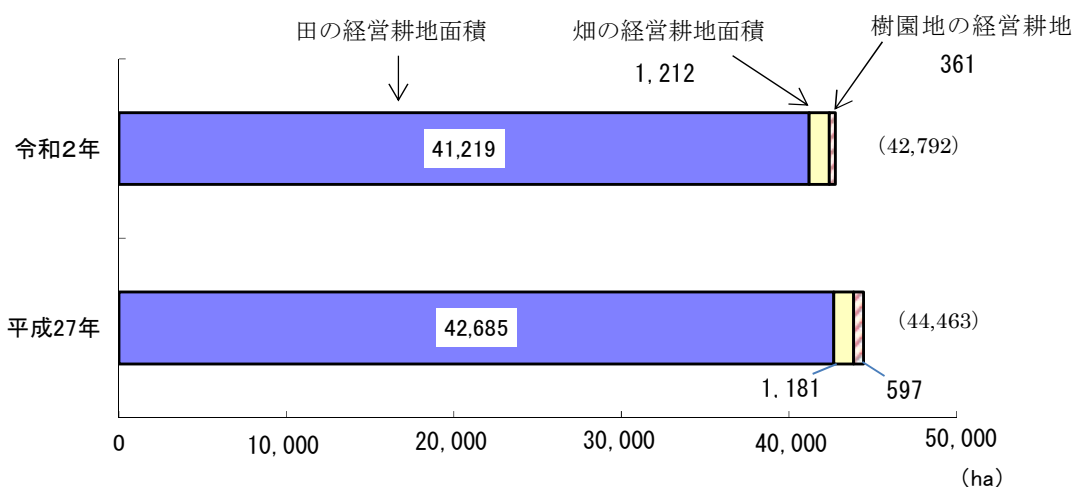


表 5 耕地種類別経営耕地面積（農業経営体）

単位:経営体、ha

区分	経営耕地のある経営体数	経営耕地総面積	田		畑		樹園地	
			田のある経営体数	面積計	畑のある経営体数	面積計	樹園地のある経営体数	面積計
令和2年	14,571	42,792	14,208	41,219	5,505	1,212	575	361
平成27年	20,034	44,463	19,789	42,685	10,372	1,181	1,057	597
増減率(%)	△ 27.3	△ 3.8	△ 28.2	△ 3.4	△ 46.9	2.6	△ 45.6	△ 39.5
構成比(%)	令和2年	/	/	96.3	/	2.8	/	0.8
	平成27年	/	/	96.0	/	2.7	/	1.3

5 経営耕地面積規模別農業経営体数

～大規模な農業経営体が増加～

農業経営体を経営耕地面積規模別にみると、0.3ha以上から10.0ha未満層では前回に比べ減少し、0.3ha未満および10.0ha以上層では前回に比べ増加した。

(Ⅱ統計表P18参照)

図5 経営耕地面積規模別農業経営体数の増減率(令和2年/平成27年)

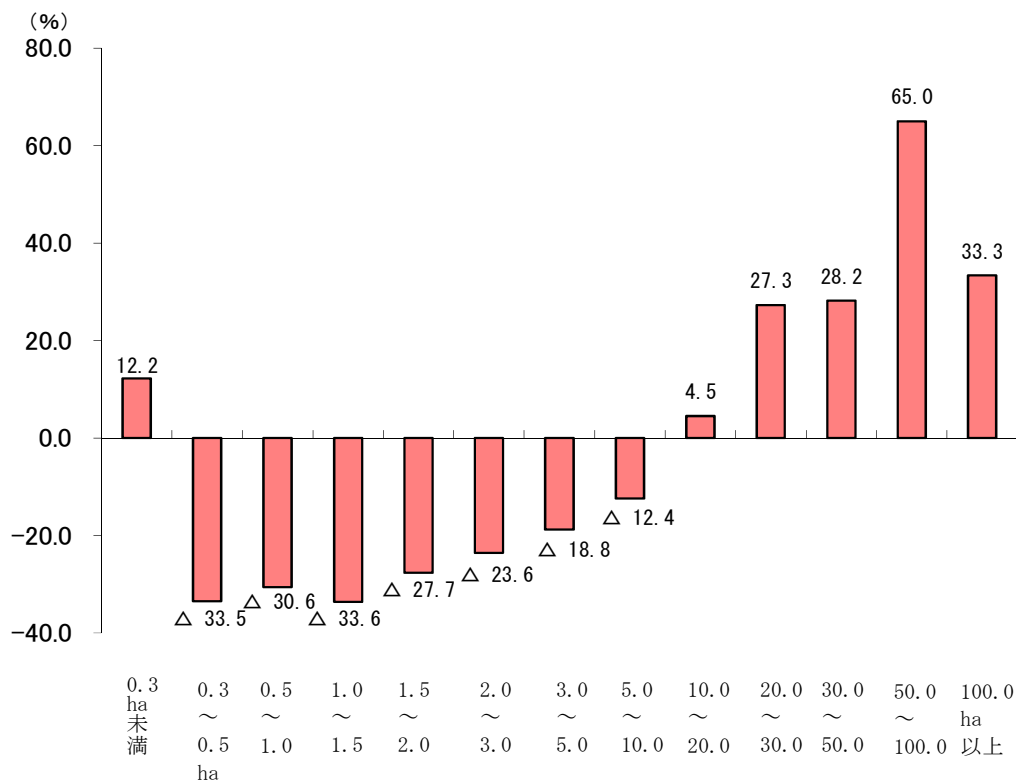


表6 経営耕地面積規模別農業経営体数

単位:経営体

経営耕地面積規模別	実数		増減率(%)	構成比(%)	
	令和2年	平成27年	令和2/平成27	令和2年	平成27年
0.3ha未満	322	287	12.2	2.2	1.4
0.3～0.5ha未満	2,507	3,772	△33.5	17.1	18.7
0.5～1.0	4,716	6,798	△30.6	32.1	33.7
1.0～1.5	2,412	3,634	△33.6	16.4	18.0
1.5～2.0	1,268	1,753	△27.7	8.6	8.7
2.0～3.0	1,096	1,434	△23.6	7.5	7.1
3.0～5.0	771	950	△18.8	5.3	4.7
5.0～10.0	691	789	△12.4	4.7	3.9
10.0～20.0	467	447	4.5	3.2	2.2
20.0～30.0	210	165	27.3	1.4	0.8
30.0～50.0	141	110	28.2	1.0	0.5
50.0～100.0	66	40	65.0	0.4	0.2
100.0ha以上	12	9	33.3	0.1	0.0
合計	14,679	20,188	△27.3	100.0	100.0

注:「0.3ha未満」には経営耕地のない経営体を含む。

6 農産物販売金額規模別農業経営体数

～5百万円以上の農業経営体が増加～

農業経営体を農産物販売金額規模別にみると、5百万円未満層は前回に比べ減少し、5百万円以上層は前回に比べ増加した。（Ⅱ統計表P21参照）

図6 農産物販売金額規模別農業経営体数の増減率（令和2年／平成27年）

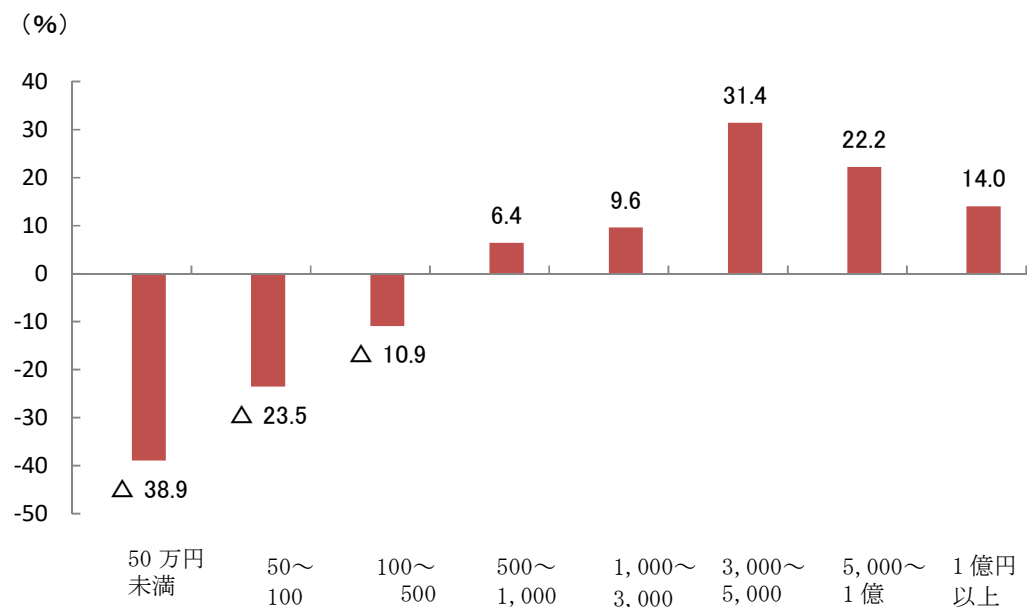


表7 農産物販売金額規模別農業経営体数

単位：経営体

販売金額規模別	実数		増減率 (%)	構成比 (%)	
	令和2年	平成27年	令和2/平成27	令和2年	平成27年
50万円未満	6,770	11,079	△ 38.9	46.1	54.9
50万円～100万円	3,121	4,080	△ 23.5	21.3	20.2
100万円～500万円	3,211	3,602	△ 10.9	21.9	17.8
500万円～1,000万円	664	624	6.4	4.5	3.1
1,000万円～3,000万円	642	586	9.6	4.4	2.9
3,000万円～5,000万円	134	102	31.4	0.9	0.5
5,000万円～1億円	88	72	22.2	0.6	0.4
1億円以上	49	43	14.0	0.3	0.2
合計	14,679	20,188	△ 27.3	100.0	100.0

注：「50万円未満」には販売のない経営体を含む。

7 農産物販売金額 1位の部門別農業経営体数

～構成割合は稲作が約9割～

農産物販売金額1位の部門別に農業経営体数の構成割合をみると、稲作が89.1%、次いで施設野菜が3.0%、露地野菜が2.4%となった。

前回に比べ稲作が1.7ポイント下降し、施設野菜、露地野菜がともに0.5ポイント上昇した。（Ⅱ統計表P23参照）

図7 農産物販売金額1位の部門別農業経営体数の構成割合

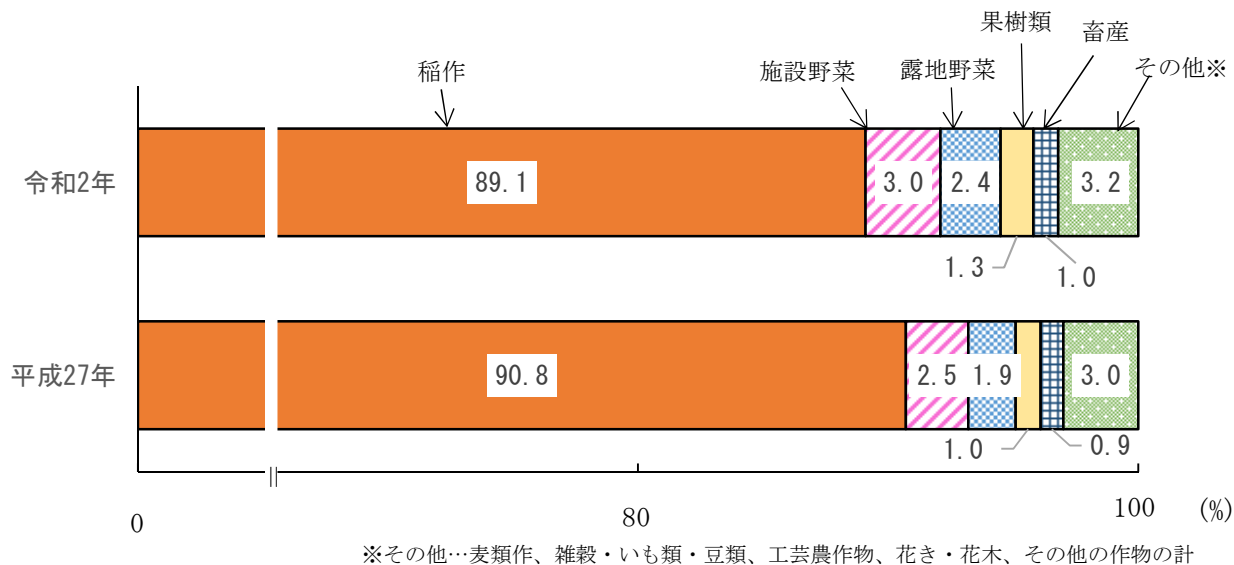


表8 農産物販売金額1位の部門別農業経営体数

単位：経営体

	農産物の販売のあった経営体(合計)	稲作	麦類作	雑穀・いも類・豆類	工芸農産物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他の作物	畜産	
		令和2年	13,316	11,861	122	86	81	324	404	169	84	53
平成27年	18,760	17,030	198	130	86	351	461	188	112	43	161	
増減率(%)	△29.0	△30.4	△38.4	△33.8	△5.8	△7.7	△12.4	△10.1	△25.0	23.3	△18.0	
構成比(%)	令和2年	100.0	89.1	0.9	0.6	0.6	2.4	3.0	1.3	0.6	0.4	1.0
	平成27年	100.0	90.8	1.1	0.7	0.5	1.9	2.5	1.0	0.6	0.2	0.9

8 農産物販売金額 1 位の出荷先別にみた農業経営体数

～「農協への出荷」が約 7 割～

農産物販売金額 1 位の出荷先別に農業経営体数の構成割合をみると、農協が 73.8% となり、次いで消費者に直接販売が 9.9%、農協以外の集出荷団体が 5.3% となった。

前回に比べ農協が 3.0ポイント、消費者に直接販売が 1.8ポイントそれぞれ下降し、その他への出荷が 3.1ポイント、農協以外の集出荷団体が 0.8ポイント、小売業者が 0.7ポイント、卸売市場が 0.3ポイント上昇した。（Ⅱ統計表 P 24参照）

図 8 農産物販売金額 1 位の出荷先別にみた農業経営体数の構成割合

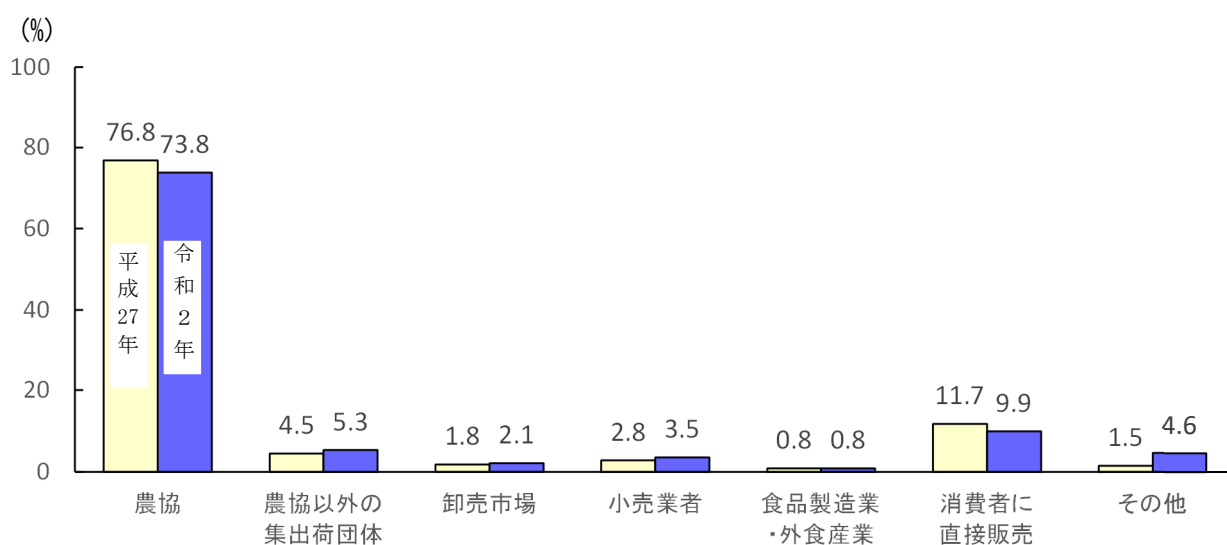


表 9 農産物販売金額 1 位の出荷先別にみた農業経営体数

単位:経営体

	農産物の販売のあった経営体(合計)	農産物販売金額 1 位の出荷先別							
		農協	農協以外の集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造業・外食産業	消費者に直接販売	その他	
令和 2 年	13,316	9,827	712	274	468	113	1,312	610	
平成 27 年	18,760	14,409	850	344	517	149	2,203	288	
増減率 (%)	△ 29.0	△ 31.8	△ 16.2	△ 20.3	△ 9.5	△ 24.2	△ 40.4	111.8	
構成比 (%)	令和 2 年	100.0	73.8	5.3	2.1	3.5	0.8	9.9	4.6
	平成 27 年	100.0	76.8	4.5	1.8	2.8	0.8	11.7	1.5

9 青色申告を行っている農業経営体数

～農業経営体の約3割が青色申告を行っている～

青色申告を行っている農業経営体数は4,970経営体で、農業経営体に占める割合は33.9%となった。このうち、正規の簿記を行っている農業経営体数は2,855経営体で、農業経営体に占める割合は19.4%となった。（Ⅱ統計表P25参照）

表10 青色申告を行っている農業経営体数

区 分		合計	青色申告を行っている			青色申告 を行って いない	
			小計	正規の 簿記	簡易簿記		現金主義
総 数		14,679	4,970	2,855	1,742	373	9,709
	個人経営体	13,837	4,419	2,325	1,725	369	9,418
	団体経営体	842	551	530	17	4	291
（構 成 ） 比	総 数	100.0	33.9	19.4	11.9	2.5	66.1
	個人経営体	100.0	31.9	16.8	12.5	2.7	68.1
	団体経営体	100.0	65.4	62.9	2.0	0.5	34.6

単位：経営体

10 データを活用した農業を行っている農業経営体数

～農業経営体の約2割がデータを活用した農業を行っている～

データを活用した農業を行っている農業経営体数は2,713経営体で、農業経営体に占める割合は18.5%となった。

また、団体経営体についてみると、データを活用した農業を行っている経営体数は319経営体で、団体経営体に占める割合は37.9%となった。（Ⅱ統計表P26参照）

表11 データを活用した農業を行っている農業経営体数

区 分		合計	データを活用した農業を行っている			データを活 用した農業 を行って いない	
			小計	データを 取得して 活用	データを 取得・ 記録して 活用		データを 取得・ 分析して 活用
総 数		14,679	2,713	1,287	1,301	125	11,966
	個人経営体	13,837	2,394	1,176	1,123	95	11,443
	団体経営体	842	319	111	178	30	523
（構 成 ） 比	総 数	100.0	18.5	8.8	8.9	0.9	81.5
	個人経営体	100.0	17.3	8.5	8.1	0.7	82.7
	団体経営体	100.0	37.9	13.2	21.1	3.6	62.1

単位：経営体

11 主副業別農業経営体数（個人経営体）

～個人経営体の75.3%が副業的経営体～

農業経営体のうち個人経営体を主副業別にみると、主業経営体は1,322経営体（構成比9.6%）で前回に比べ14.5%減少し、準主業経営体は2,098経営体（同15.2%）で41.0%減少した。また、副業的経営体についても10,417経営体（同75.3%）で26.7%減少した。（Ⅱ統計表P26参照）

図9 主副業別農業経営体数（個人経営体）の構成

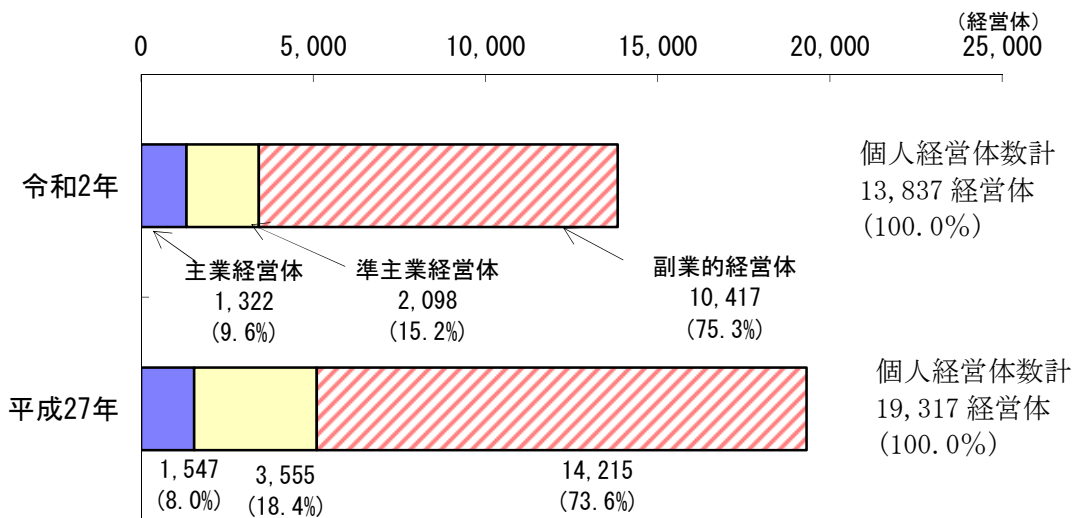


表12 主副業別農業経営体数（個人経営体）

単位：経営体

区分	個人経営体	主業経営体	準主業経営体	副業的経営体	
令和2年	13,837	1,322	2,098	10,417	
平成27年	19,317	1,547	3,555	14,215	
増減率(%)	△ 28.4	△ 14.5	△ 41.0	△ 26.7	
構成比(%)	令和2年	100.0	9.6	15.2	75.3
	平成27年	100.0	8.0	18.4	73.6

12 林業経営体数および素材生産量

～林業経営体は約6割減少、素材生産量は増加～

林業経営体数は、307経営体で前回に比べ63.3%減少した。そのうち、個人経営体は212経営体、団体経営体は95経営体で、前回に比べそれぞれ69.4%、34.5%減少した。保有山林面積規模別にみると、前回に比べすべての階層で減少した。

林業経営体が減少する一方、素材生産量は44,144m³で、前回に比べ21.8%増加した（Ⅱ統計表P15,28参照）

表13 林業経営体数

単位：経営体

区分	林業経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体
令和2年	307	212	95	63
平成27年	837	692	145	93
増減率(%)	△63.3	△69.4	△34.5	△32.3

表14 保有山林面積規模別林業経営体数

単位：経営体

保有山林面積規模別	実数		増減率(%)	構成比(%)	
	令和2年	平成27年		令和2/平成27	令和2年
5ha未満	82	278	△70.5	26.7	33.2
5～10	72	251	△71.3	23.5	30.0
10～20	54	150	△64.0	17.6	17.9
20～30	22	42	△47.6	7.2	5.0
30～50	27	42	△35.7	8.8	5.0
50～100	19	27	△29.6	6.2	3.2
100～500	25	35	△28.6	8.1	4.2
500ha以上	6	12	△50.0	2.0	1.4
合計	307	837	△63.3	100.0	100.0

注：「5ha未満」には保有山林のない経営体を含む。

表15 素材生産量

単位：m³

素材生産量	実数		増減率(%)
	令和2年	平成27年	
	44,144	36,235	21.8

図 10 保有山林面積規模別林業経営体数の増減率

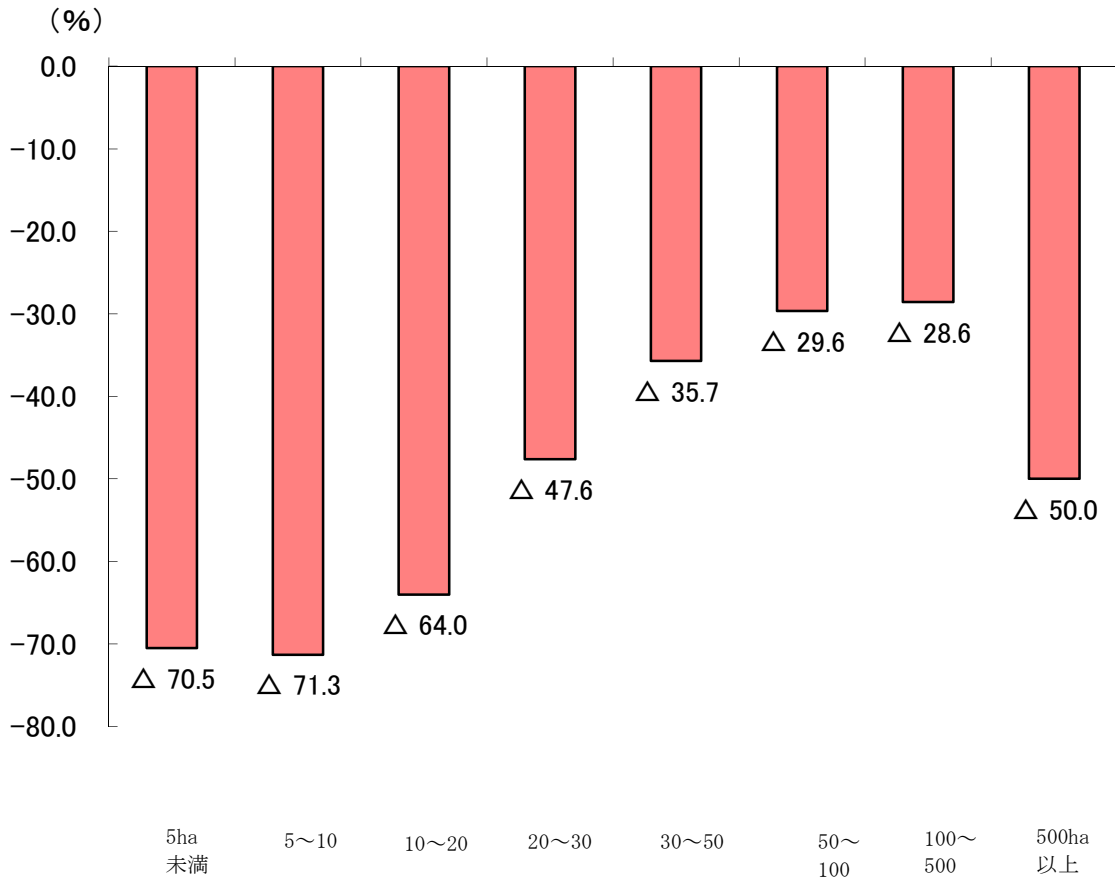
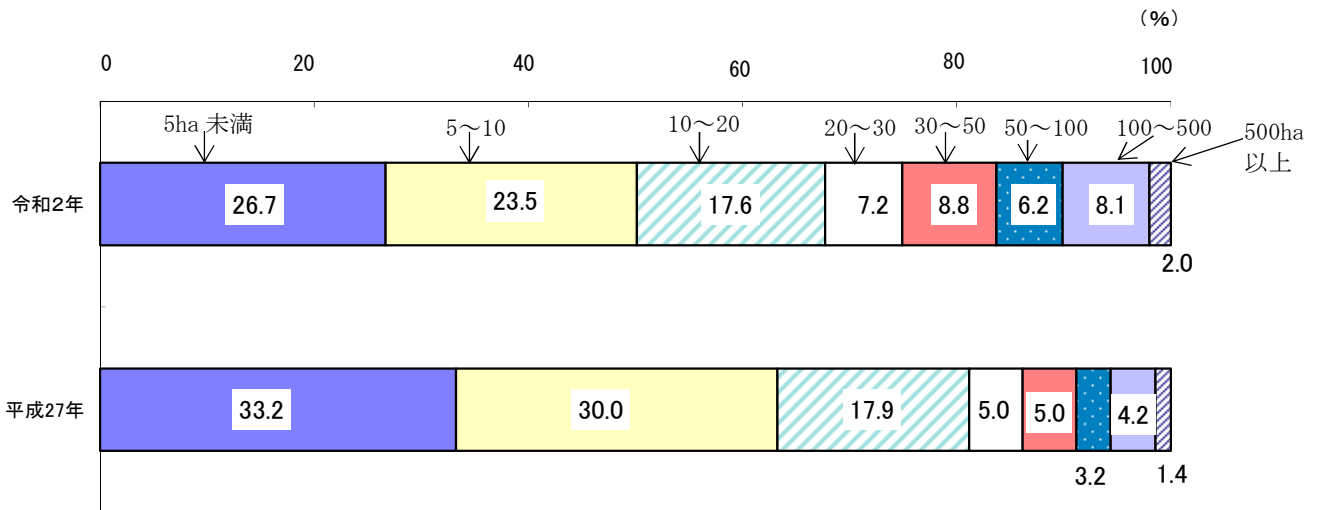


図 11 保有山林面積規模別林業経営体数の構成割合



II 統計表

1 農林業経営体
 (1) 農林業経営体数

単位：経営体

地域		農林業経営体				農業経営体				林業経営体			
番号	地域等	個人経営体	団体経営体	法人経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体
25	滋賀県(1)	14,866	13,931	935	666	14,679	13,837	842	604	307	212	95	63
201	大津市(2)	1,243	1,207	36	26	1,226	1,201	25	16	24	13	11	10
202	彦根市(3)	542	507	35	25	536	505	31	25	9	5	4	-
203	長浜市(4)	1,749	1,637	112	65	1,731	1,622	109	62	25	22	3	3
204	近江八幡市(5)	986	899	87	79	984	899	85	77	2	-	2	2
206	草津市(6)	607	593	14	12	606	592	14	12	1	1	-	-
207	守山市(7)	570	548	22	11	570	548	22	11	-	-	-	-
208	栗東市(8)	442	419	23	15	435	418	17	10	14	8	6	5
209	甲賀市(9)	1,571	1,473	98	66	1,531	1,450	81	56	81	64	17	10
210	野洲市(10)	552	511	41	20	550	511	39	18	2	-	2	2
211	湖南市(11)	262	239	23	21	255	238	17	15	8	2	6	6
212	高島市(12)	1,399	1,344	55	37	1,376	1,330	46	32	44	34	10	5
213	東近江市(13)	2,338	2,151	187	151	2,318	2,144	174	141	28	14	14	11
214	米原市(14)	641	589	52	28	631	587	44	26	16	8	8	2
383	日野町(15)	706	667	39	19	699	664	35	15	19	15	4	4
384	竜王町(16)	421	389	32	32	421	389	32	32	-	-	-	-
425	愛荘町(17)	348	317	31	23	347	317	30	22	1	-	1	1
441	豊郷町(18)	103	92	11	10	102	92	10	10	1	-	1	-
442	甲良町(19)	179	165	14	13	178	165	13	13	1	-	1	-
443	多賀町(20)	207	184	23	13	183	165	18	11	31	26	5	2

1 農林業経営体（続き）
 (2) 組織形態別経営体数

単位：経営体

地域	合 計	法 人 化 し て い る											地方公共団 体・財産区	法人化し ていない	個人 経営体			
		計	農事組 合法 人	会 社				各 種 団 体				その 他の 法 人						
番 号	地 域 等			小 計	株 式 会 社	合 名 ・ 合 資 会 社	合 同 会 社	相 互 会 社	小 計	農 協	森 林 組 合		そ の 他 の 各 種 団 体					
25	滋 賀 県 (1)	14,866	666	361	215	207	2	6	-	65	18	43	4	25	11	14,189	13,931	(1)
201	大 津 市 (2)	1,243	26	9	5	5	-	-	-	8	-	8	-	4	1	1,216	1,207	(2)
202	彦 根 市 (3)	542	25	14	8	8	-	-	-	3	3	-	-	-	4	513	507	(3)
203	長 浜 市 (4)	1,749	65	23	35	34	-	1	-	5	1	3	1	2	-	1,684	1,637	(4)
204	近江八幡市 (5)	986	79	46	30	29	-	1	-	3	2	1	-	-	-	907	899	(5)
206	草 津 市 (6)	607	12	4	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	595	593	(6)
207	守 山 市 (7)	570	11	6	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	559	548	(7)
208	栗 東 市 (8)	442	15	6	2	2	-	-	-	4	1	3	-	3	-	427	419	(8)
209	甲 賀 市 (9)	1,571	66	33	22	21	-	1	-	7	1	6	-	4	1	1,504	1,473	(9)
210	野 洲 市 (10)	552	20	3	13	11	2	-	-	3	1	2	-	1	-	532	511	(10)
211	湖 南 市 (11)	262	21	7	8	8	-	-	-	6	-	6	-	-	-	241	239	(11)
212	高 島 市 (12)	1,399	37	9	19	19	-	-	-	6	3	2	1	3	2	1,360	1,344	(12)
213	東 近 江 市 (13)	2,338	151	113	23	23	-	-	-	9	4	4	1	6	-	2,187	2,151	(13)
214	米 原 市 (14)	641	28	14	11	11	-	-	-	3	1	2	-	-	-	613	589	(14)
383	日 野 町 (15)	706	19	8	6	6	-	-	-	4	-	4	-	1	-	687	667	(15)
384	竜 王 町 (16)	421	32	20	12	9	-	3	-	-	-	-	-	-	-	389	389	(16)
425	愛 荘 町 (17)	348	23	19	2	2	-	-	-	2	-	1	1	-	-	325	317	(17)
441	豊 郷 町 (18)	103	10	6	3	3	-	-	-	1	1	-	-	-	1	92	92	(18)
442	甲 良 町 (19)	179	13	12	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	165	165	(19)
443	多 賀 町 (20)	207	13	9	2	2	-	-	-	1	-	1	-	1	1	193	184	(20)

2 農業経営体

(1) 組織形態別経営体数

単位：経営体

地域	合 計	法 人 化 し て い る											地方公共団 体・財産区	法人化し ていない	個人 経営体			
		計	農事組 合法 人	会 社				各 種 団 体				その他 の 法 人						
番 号	地 域 等			小 計	株 式 会 社	合 名 ・ 合 資 会 社	合 同 会 社	相 互 会 社	小 計	農 協	森 林 組 合		そ の 他 の 各 種 団 体					
25	滋 賀 県 (1)	14,679	604	361	209	201	2	6	-	22	18	-	4	12	-	14,075	13,837	(1)
201	大 津 市 (2)	1,226	16	9	5	5	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1,210	1,201	(2)
202	彦 根 市 (3)	536	25	14	8	8	-	-	-	3	3	-	-	-	-	511	505	(3)
203	長 浜 市 (4)	1,731	62	23	35	34	-	1	-	2	1	-	1	2	-	1,669	1,622	(4)
204	近江八幡市 (5)	984	77	46	29	28	-	1	-	2	2	-	-	-	-	907	899	(5)
206	草 津 市 (6)	606	12	4	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	594	592	(6)
207	守 山 市 (7)	570	11	6	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	559	548	(7)
208	栗 東 市 (8)	435	10	6	2	2	-	-	-	1	1	-	-	1	-	425	418	(8)
209	甲 賀 市 (9)	1,531	56	33	20	19	-	1	-	1	1	-	-	2	-	1,475	1,450	(9)
210	野 洲 市 (10)	550	18	3	13	11	2	-	-	1	1	-	-	1	-	532	511	(10)
211	湖 南 市 (11)	255	15	7	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	240	238	(11)
212	高 島 市 (12)	1,376	32	9	18	18	-	-	-	4	3	-	1	1	-	1,344	1,330	(12)
213	東 近 江 市 (13)	2,318	141	113	21	21	-	-	-	5	4	-	1	2	-	2,177	2,144	(13)
214	米 原 市 (14)	631	26	14	11	11	-	-	-	1	1	-	-	-	-	605	587	(14)
383	日 野 町 (15)	699	15	8	6	6	-	-	-	-	-	-	-	1	-	684	664	(15)
384	竜 王 町 (16)	421	32	20	12	9	-	3	-	-	-	-	-	-	-	389	389	(16)
425	愛 荘 町 (17)	347	22	19	2	2	-	-	-	1	-	-	1	-	-	325	317	(17)
441	豊 郷 町 (18)	102	10	6	3	3	-	-	-	1	1	-	-	-	-	92	92	(18)
442	甲 良 町 (19)	178	13	12	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	165	165	(19)
443	多 賀 町 (20)	183	11	9	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	172	165	(20)

2 農業経営体（続き）

(2) 経営耕地面積規模別経営体数

単位：経営体

地域 番号	地域等	計	経営耕地 なし	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0 ～100.0	100.0 ～150.0	150.0ha 以上	
25	滋賀県(1)	14,679	108	214	2,507	4,716	2,412	1,268	1,096	771	691	467	210	141	66	8	4	(1)
201	大津市(2)	1,226	6	11	360	581	155	55	20	19	8	3	6	2	-	-	-	(2)
202	彦根市(3)	536	4	19	111	169	61	32	26	28	37	17	18	10	3	-	1	(3)
203	長浜市(4)	1,731	12	9	254	542	245	125	143	115	118	90	38	25	14	1	-	(4)
204	近江八幡市(5)	984	11	9	85	230	181	108	92	95	92	42	19	10	8	1	1	(5)
206	草津市(6)	606	-	7	157	281	83	25	16	9	8	9	4	5	2	-	-	(6)
207	守山市(7)	570	11	39	101	175	93	46	26	16	26	18	10	2	6	1	-	(7)
208	栗東市(8)	435	1	4	142	188	49	15	17	4	11	2	1	1	-	-	-	(8)
209	甲賀市(9)	1,531	5	13	319	528	244	131	96	76	53	35	10	15	5	1	-	(9)
210	野洲市(10)	550	6	13	71	161	94	57	36	36	28	26	7	10	4	-	1	(10)
211	湖南市(11)	255	2	4	67	86	38	19	16	6	7	5	2	1	2	-	-	(11)
212	高島市(12)	1,376	10	12	178	421	245	136	130	89	65	54	21	10	4	1	-	(12)
213	東近江市(13)	2,318	19	37	252	585	430	268	268	161	135	91	37	27	6	1	1	(13)
214	米原市(14)	631	2	14	175	214	72	27	35	21	33	18	7	8	3	2	-	(14)
383	日野町(15)	699	6	1	75	208	174	82	67	40	22	15	7	1	1	-	-	(15)
384	竜王町(16)	421	5	13	24	88	102	73	51	16	22	14	10	2	1	-	-	(16)
425	愛荘町(17)	347	6	1	44	116	64	39	33	7	6	15	5	6	5	-	-	(17)
441	豊郷町(18)	102	2	-	16	33	18	7	5	6	6	3	3	3	-	-	-	(18)
442	甲良町(19)	178	-	5	28	50	42	13	8	14	7	3	4	2	2	-	-	(19)
443	多賀町(20)	183	-	3	48	60	22	10	11	13	7	7	1	1	-	-	-	(20)

2 農業経営体（続き）

（3）経営耕地面積規模別面積

単位：ha

地域		計	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0～100.0	100.0～150.0	150.0ha以上	
番号	地域等																
25	滋賀県(1)	42,792	36	972	3,345	2,918	2,157	2,625	2,948	4,865	6,544	5,058	5,204	4,196	972	951	(1)
201	大津市(2)	1,242	2	139	398	184	92	45	75	54	47	146	60	-	-	-	(2)
202	彦根市(3)	2,155	4	43	117	73	54	62	112	278	222	429	373	187	-	200	(3)
203	長浜市(4)	6,712	2	100	384	296	212	342	437	821	1,287	890	998	832	111	-	(4)
204	近江八幡市(5)	4,067	2	33	168	220	186	224	360	655	578	460	378	508	138	157	(5)
206	草津市(6)	1,045	1	61	197	95	41	37	36	53	120	96	197	113	-	-	(6)
207	守山市(7)	1,717	5	40	127	113	78	64	63	187	259	246	76	319	140	-	(7)
208	栗東市(8)	492	1	55	131	59	25	40	15	75	30	24	38	-	-	-	(8)
209	甲賀市(9)	3,611	2	124	370	292	223	234	284	361	489	227	525	364	115	-	(9)
210	野洲市(10)	2,157	2	27	115	116	99	90	137	206	364	172	353	238	-	237	(10)
211	湖南市(11)	552	1	25	60	45	31	38	23	48	77	51	34	119	-	-	(11)
212	高島市(12)	3,996	2	68	299	298	230	308	336	457	728	527	349	280	112	-	(12)
213	東近江市(13)	7,783	6	97	426	522	462	641	619	932	1,284	897	1,002	415	122	357	(13)
214	米原市(14)	1,882	3	68	147	87	45	85	76	238	261	164	278	195	235	-	(14)
383	日野町(15)	1,475	0	30	155	211	140	156	156	170	198	172	36	50	-	-	(15)
384	竜王町(16)	1,282	2	9	67	127	125	121	59	150	204	245	82	91	-	-	(16)
425	愛荘町(17)	1,270	0	16	82	77	64	80	29	35	199	113	225	349	-	-	(17)
441	豊郷町(18)	377	-	6	25	23	12	12	23	46	52	79	100	-	-	-	(18)
442	甲良町(19)	595	1	11	35	52	22	18	56	51	48	98	68	134	-	-	(19)
443	多賀町(20)	383	1	18	41	26	16	27	52	47	99	20	34	-	-	-	(20)

2 農業経営体（続き）

（4）経営耕地の状況

地域		経営耕地 のある 経営体数	借入耕地 のある 経営体数	経営耕地 総面積	借入耕地 面積	田		畑		樹園地		経営耕地の ある経営体の 1経営体 当たり 経営耕地面積	
番号	地域等					田のある 経営体数	経営耕地 面積	畑のある 経営体数	経営耕地 面積	樹園地 のある 経営体数	経営耕地 面積		
		経営体	経営体	ha	ha	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha	ha	
25	滋賀県(1)	14,571	7,235	42,792	29,478	14,208	41,219	5,505	1,212	575	361	2.9	(1)
201	大津市(2)	1,220	360	1,242	480	1,208	1,187	389	48	31	7	1.0	(2)
202	彦根市(3)	532	312	2,155	1,785	507	2,113	239	31	34	11	4.1	(3)
203	長浜市(4)	1,719	1,077	6,712	5,214	1,704	6,567	747	134	25	11	3.9	(4)
204	近江八幡市(5)	973	510	4,067	2,797	961	3,974	340	90	13	2	4.2	(5)
206	草津市(6)	606	228	1,045	647	578	967	244	77	8	1	1.7	(6)
207	守山市(7)	559	272	1,717	1,218	501	1,640	288	63	34	14	3.1	(7)
208	栗東市(8)	434	168	492	238	417	454	130	33	18	5	1.1	(8)
209	甲賀市(9)	1,526	744	3,611	2,347	1,480	3,226	504	257	97	128	2.4	(9)
210	野洲市(10)	544	278	2,157	1,612	522	2,097	330	58	8	2	4.0	(10)
211	湖南市(11)	253	131	552	396	249	535	48	16	5	1	2.2	(11)
212	高島市(12)	1,366	694	3,996	2,528	1,339	3,784	356	118	70	94	2.9	(12)
213	東近江市(13)	2,299	1,112	7,783	5,166	2,246	7,606	791	127	128	50	3.4	(13)
214	米原市(14)	629	331	1,882	1,472	614	1,837	308	39	33	5	3.0	(14)
383	日野町(15)	693	390	1,475	802	688	1,430	205	37	10	8	2.1	(15)
384	竜王町(16)	416	213	1,282	833	400	1,236	270	30	32	17	3.1	(16)
425	愛荘町(17)	341	176	1,270	924	339	1,247	120	22	11	1	3.7	(17)
441	豊郷町(18)	100	67	377	309	99	366	35	11	2	0	3.8	(18)
442	甲良町(19)	178	80	595	455	175	585	91	9	9	2	3.3	(19)
443	多賀町(20)	183	92	383	255	181	368	70	13	7	1	2.1	(20)

2 農業経営体（続き）

（5）農産物販売金額規模別経営体数

単位：経営体

地域		計	販売なし	50万円未満	50～100	100～300	300～500	500～ 1,000	1,000～ 3,000	3,000～ 5,000	5,000万～ 1億	1～2	2～3	3～5	5億円以上	
番号	地域等															
25	滋賀県(1)	14,679	1,363	5,407	3,121	2,533	678	664	642	134	88	30	8	5	6	(1)
201	大津市(2)	1,226	237	679	187	87	12	9	12	2	1	-	-	-	-	(2)
202	彦根市(3)	536	40	194	88	88	42	35	35	7	5	1	-	1	-	(3)
203	長浜市(4)	1,731	169	624	337	306	88	88	85	19	14	1	-	-	-	(4)
204	近江八幡市(5)	984	37	270	257	181	62	63	63	17	21	10	3	-	-	(5)
206	草津市(6)	606	69	305	88	53	19	28	32	7	3	1	1	-	-	(6)
207	守山市(7)	570	67	200	127	71	26	33	33	7	5	-	-	-	1	(7)
208	栗東市(8)	435	42	246	72	44	7	13	5	3	1	1	-	1	-	(8)
209	甲賀市(9)	1,531	134	654	332	220	54	58	58	10	6	5	-	-	-	(9)
210	野洲市(10)	550	17	190	122	109	36	33	31	6	3	2	1	-	-	(10)
211	湖南市(11)	255	26	124	49	29	7	10	7	1	1	-	-	-	1	(11)
212	高島市(12)	1,376	99	457	329	280	64	73	57	10	5	-	-	1	1	(12)
213	東近江市(13)	2,318	92	561	585	606	152	131	141	30	11	7	1	1	-	(13)
214	米原市(14)	631	125	278	78	70	29	24	18	4	3	1	1	-	-	(14)
383	日野町(15)	699	86	238	173	147	17	19	14	1	2	-	1	-	1	(15)
384	竜王町(16)	421	18	98	122	110	23	21	21	2	2	1	-	1	2	(16)
425	愛荘町(17)	347	61	113	72	60	10	11	15	1	4	-	-	-	-	(17)
441	豊郷町(18)	102	8	37	20	17	5	5	7	3	-	-	-	-	-	(18)
442	甲良町(19)	178	14	56	43	38	14	4	6	2	1	-	-	-	-	(19)
443	多賀町(20)	183	22	83	40	17	11	6	2	2	-	-	-	-	-	(20)

2 農業経営体（続き）

(6) 農業経営組織別経営体数

単位：経営体

地域		農産物の販売のあった経営体	単一経営経営体（主位部門の販売金額が8割以上の経営体）															複合経営（主位部門が8割未満の経営体）		
番号	地域等		計	稲作	麦類作	雑穀・いも類・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕		その他の畜産	
25	滋賀県(1)	13,316	11,525	10,642	51	25	66	155	275	105	52	37	36	54	3	22	-	2	1,791	(1)
201	大津市(2)	989	904	873	-	-	1	11	9	2	3	2	-	-	-	3	-	-	85	(2)
202	彦根市(3)	496	423	375	-	1	-	9	23	11	1	1	1	-	-	1	-	-	73	(3)
203	長浜市(4)	1,562	1,399	1,352	10	2	-	9	10	5	6	2	1	-	-	1	-	1	163	(4)
204	近江八幡市(5)	947	733	653	13	1	-	11	14	-	4	-	5	27	1	4	-	-	214	(5)
206	草津市(6)	537	483	411	-	-	-	2	68	-	1	-	-	1	-	-	-	-	54	(6)
207	守山市(7)	503	391	323	5	1	-	13	22	13	11	-	-	1	-	2	-	-	112	(7)
208	粟東市(8)	393	347	320	2	2	-	1	12	3	3	2	-	-	-	2	-	-	46	(8)
209	甲賀市(9)	1,397	1,315	1,214	1	2	54	10	12	5	-	7	8	1	-	-	-	1	82	(9)
210	野洲市(10)	533	393	352	1	-	-	7	28	1	3	1	-	-	-	-	-	-	140	(10)
211	湖南市(11)	229	212	200	-	-	-	1	2	-	2	5	-	1	-	1	-	-	17	(11)
212	高島市(12)	1,277	1,160	1,099	2	1	1	26	6	13	-	5	1	4	-	2	-	-	117	(12)
213	東近江市(13)	2,226	1,822	1,651	10	7	7	28	42	29	12	8	13	11	-	4	-	-	404	(13)
214	米原市(14)	506	447	413	1	1	-	12	6	8	4	2	-	-	-	-	-	-	59	(14)
383	日野町(15)	613	582	563	2	-	2	5	1	-	-	1	5	1	2	-	-	-	31	(15)
384	竜王町(16)	403	299	252	3	6	-	7	8	13	1	1	-	6	-	2	-	-	104	(16)
425	愛荘町(17)	286	252	248	-	1	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	34	(17)
441	豊郷町(18)	94	82	77	-	-	1	-	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	12	(18)
442	甲良町(19)	164	141	130	-	-	-	2	7	2	-	-	-	-	-	-	-	-	23	(19)
443	多賀町(20)	161	140	136	1	-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	21	(20)

2 農業経営体（続き）

（7）農産物販売金額1位の部門別経営体数

単位：経営体

地域		計	稲作	麦類作	雑穀・ いも類・ 豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他の 作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕	その他の 畜産	
番号	地域等																	
25	滋賀県(1)	13,316	11,861	122	86	81	324	404	169	84	53	43	60	3	24	-	2	(1)
201	大津市(2)	989	925	1	4	1	28	13	5	3	3	2	-	-	4	-	-	(2)
202	彦根市(3)	496	417	3	2	-	15	39	16	1	1	1	-	-	1	-	-	(3)
203	長浜市(4)	1,562	1,486	12	2	2	18	16	7	14	2	1	-	-	1	-	1	(4)
204	近江八幡市(5)	947	801	19	16	1	40	23	-	5	2	5	29	1	5	-	-	(5)
206	草津市(6)	537	444	1	1	-	7	82	-	1	-	-	1	-	-	-	-	(6)
207	守山市(7)	503	389	11	3	-	19	41	22	15	-	-	1	-	2	-	-	(7)
208	栗東市(8)	393	349	4	3	-	9	15	5	4	2	-	-	-	2	-	-	(8)
209	甲賀市(9)	1,397	1,266	3	4	62	21	13	9	1	8	8	1	-	-	-	1	(9)
210	野洲市(10)	533	448	20	6	-	11	40	1	5	2	-	-	-	-	-	-	(10)
211	湖南市(11)	229	211	1	-	-	3	3	1	2	6	-	1	-	1	-	-	(11)
212	高島市(12)	1,277	1,168	2	4	2	47	12	22	2	7	3	6	-	2	-	-	(12)
213	東近江市(13)	2,226	1,932	31	18	9	62	64	50	19	11	14	12	-	4	-	-	(13)
214	米原市(14)	506	457	1	4	-	16	8	10	7	3	-	-	-	-	-	-	(14)
383	日野町(15)	613	584	4	1	3	6	2	-	1	3	6	1	2	-	-	-	(15)
384	竜王町(16)	403	320	6	13	-	13	19	19	3	1	-	7	-	2	-	-	(16)
425	愛荘町(17)	286	274	-	5	-	3	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	(17)
441	豊郷町(18)	94	89	-	-	1	-	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	(18)
442	甲良町(19)	164	150	1	-	-	2	8	2	-	1	-	-	-	-	-	-	(19)
443	多賀町(20)	161	151	2	-	-	4	2	-	-	1	1	-	-	-	-	-	(20)

2 農業経営体（続き）

（8）農産物販売金額1位の出荷先別経営体数

単位：経営体

地域		農産物の 販売の あった 経営体	農 産 物 販 売 金 額 1 位 の 出 荷 先 別							
			農 協	農協以外の 集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造業・ 外食産業	消費者に 直接販売		そ の 他
番号	地域等									
25	滋 賀 県 (1)	13,316	9,827	712	274	468	113	1,312	610	(1)
201	大 津 市 (2)	989	638	19	8	27	11	187	99	(2)
202	彦 根 市 (3)	496	397	23	24	15	2	30	5	(3)
203	長 浜 市 (4)	1,562	1,096	123	11	61	11	158	102	(4)
204	近江八幡市 (5)	947	807	36	15	31	10	33	15	(5)
206	草 津 市 (6)	537	357	13	65	5	2	63	32	(6)
207	守 山 市 (7)	503	422	16	13	5	2	40	5	(7)
208	栗 東 市 (8)	393	274	19	5	8	3	61	23	(8)
209	甲 賀 市 (9)	1,397	1,058	112	8	57	15	89	58	(9)
210	野 洲 市 (10)	533	432	25	17	11	2	34	12	(10)
211	湖 南 市 (11)	229	124	29	5	11	6	52	2	(11)
212	高 島 市 (12)	1,277	913	46	15	57	13	176	57	(12)
213	東 近 江 市 (13)	2,226	1,759	129	50	98	20	129	41	(13)
214	米 原 市 (14)	506	287	22	17	26	6	94	54	(14)
383	日 野 町 (15)	613	470	33	6	9	5	38	52	(15)
384	竜 王 町 (16)	403	321	20	4	10	4	39	5	(16)
425	愛 荘 町 (17)	286	174	29	5	18	1	33	26	(17)
441	豊 郷 町 (18)	94	69	2	4	4	-	12	3	(18)
442	甲 良 町 (19)	164	114	14	1	9	-	22	4	(19)
443	多 賀 町 (20)	161	115	2	1	6	-	22	15	(20)

2 農業経営体（続き）

(9) 有機農業に取り組んでいる経営体数

(10) 青色申告を行っている経営体数

単位：経営体

単位：経営体

地域	計	有機農業に 取り組んで いない経営体	有機農業に取り組んでいる経営体							計	青色申告を 行っていない 経営体	青色申告を行っている経営体				
			実経営体数	水 稻	大 豆	野 菜	果 樹	その他	小計			正規の簿記	簡易簿記	現金主義		
番号	地域等															
25	滋 賀 県 (1)	14,679	12,980	1,699	1,460	129	227	62	98	14,679	9,709	4,970	2,855	1,742	373	(1)
201	大 津 市 (2)	1,226	1,164	62	48	3	17	2	3	1,226	883	343	185	123	35	(2)
202	彦 根 市 (3)	536	462	74	51	6	13	7	3	536	323	213	124	70	19	(3)
203	長 浜 市 (4)	1,731	1,484	247	233	21	13	4	13	1,731	1,239	492	314	152	26	(4)
204	近江八幡市 (5)	984	853	131	119	16	26	1	3	984	533	451	279	150	22	(5)
206	草 津 市 (6)	606	553	53	40	1	16	1	3	606	385	221	124	73	24	(6)
207	守 山 市 (7)	570	539	31	20	-	9	5	-	570	354	216	118	81	17	(7)
208	栗 東 市 (8)	435	388	47	36	1	12	2	-	435	286	149	77	56	16	(8)
209	甲 賀 市 (9)	1,531	1,323	208	174	6	15	5	27	1,531	1,065	466	255	174	37	(9)
210	野 洲 市 (10)	550	479	71	57	23	11	2	9	550	334	216	139	67	10	(10)
211	湖 南 市 (11)	255	222	33	27	-	5	-	1	255	166	89	55	27	7	(11)
212	高 島 市 (12)	1,376	1,250	126	107	11	25	11	4	1,376	967	409	225	154	30	(12)
213	東 近 江 市 (13)	2,318	1,985	333	294	24	40	16	18	2,318	1,502	816	509	253	54	(13)
214	米 原 市 (14)	631	590	41	32	1	6	2	7	631	480	151	88	53	10	(14)
383	日 野 町 (15)	699	635	64	61	2	3	-	1	699	352	347	134	186	27	(15)
384	竜 王 町 (16)	421	341	80	70	9	6	2	4	421	241	180	106	58	16	(16)
425	愛 荘 町 (17)	347	313	34	33	1	1	-	-	347	258	89	46	30	13	(17)
441	豊 郷 町 (18)	102	87	15	14	2	2	-	-	102	71	31	20	8	3	(18)
442	甲 良 町 (19)	178	154	24	21	1	4	2	-	178	127	51	31	17	3	(19)
443	多 賀 町 (20)	183	158	25	23	1	3	-	2	183	143	40	26	10	4	(20)

2 農業経営体（続き）

(11) データを活用した農業を行っている経営体数

(12) 主副業別経営体数（個人経営体）

単位：経営体

単位：経営体

番号	地域等	計	データを 活用した農業を 行っていない 経営体	データを活用した農業を 行っている経営体				計	主業	65歳未満の 農業専従者 がいる	準主業	65歳未満の 農業専従者 がいる	副業的	
				小計	データを 取得して 活用	データを 取得・ 記録して 活用	データを 取得・ 分析して 活用							
25	滋賀県 (1)	14,679	11,966	2,713	1,287	1,301	125	13,837	1,322	999	2,098	529	10,417	(1)
201	大津市 (2)	1,226	1,102	124	64	54	6	1,201	62	30	229	47	910	(2)
202	彦根市 (3)	536	429	107	51	50	6	505	75	64	85	24	345	(3)
203	長浜市 (4)	1,731	1,367	364	176	174	14	1,622	151	117	202	66	1,269	(4)
204	近江八幡市 (5)	984	731	253	129	105	19	899	136	102	141	34	622	(5)
206	草津市 (6)	606	492	114	52	58	4	592	80	60	96	18	416	(6)
207	守山市 (7)	570	490	80	34	40	6	548	73	56	61	23	414	(7)
208	栗東市 (8)	435	379	56	25	27	4	418	27	22	54	13	337	(8)
209	甲賀市 (9)	1,531	1,190	341	158	174	9	1,450	99	77	207	34	1,144	(9)
210	野洲市 (10)	550	439	111	57	51	3	511	66	51	60	21	385	(10)
211	湖南市 (11)	255	209	46	25	20	1	238	5	3	38	11	195	(11)
212	高島市 (12)	1,376	1,186	190	68	109	13	1,330	147	121	185	56	998	(12)
213	東近江市 (13)	2,318	1,847	471	218	229	24	2,144	241	184	401	100	1,502	(13)
214	米原市 (14)	631	516	115	52	59	4	587	34	24	63	21	490	(14)
383	日野町 (15)	699	588	111	58	48	5	664	36	21	107	21	521	(15)
384	竜王町 (16)	421	286	135	74	57	4	389	44	34	67	15	278	(16)
425	愛荘町 (17)	347	313	34	23	11	-	317	21	17	37	9	259	(17)
441	豊郷町 (18)	102	93	9	1	7	1	92	15	9	19	4	58	(18)
442	甲良町 (19)	178	146	32	17	14	1	165	5	2	28	8	132	(19)
443	多賀町 (20)	183	163	20	5	14	1	165	5	5	18	4	142	(20)

3 林業経営体

(1) 組織形態別経営体数

単位：経営体

地域	合計	法人化している											地方公共団体・財産区	法人化していない	個人経営体			
		計	農事組合法人	会社				各種団体				その他の法人						
				小計	株式会社	合名・合資会社	合同会社	相互会社	小計	農協	森林組合						その他の各種団体	
番号	地域等																	
25	滋賀県 (1)	307	63	1	6	6	-	-	-	43	-	43	-	13	11	233	212	(1)
201	大津市 (2)	24	10	-	-	-	-	-	-	8	-	8	-	2	1	13	13	(2)
202	彦根市 (3)	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	5	5	(3)
203	長浜市 (4)	25	3	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	22	22	(4)
204	近江八幡市 (5)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(5)
206	草津市 (6)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(6)
207	守山市 (7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(7)
208	栗東市 (8)	14	5	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	2	-	9	8	(8)
209	甲賀市 (9)	81	10	-	2	2	-	-	-	6	-	6	-	2	1	70	64	(9)
210	野洲市 (10)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(10)
211	湖南市 (11)	8	6	-	-	-	-	-	-	6	-	6	-	-	-	2	2	(11)
212	高島市 (12)	44	5	-	1	1	-	-	-	2	-	2	-	2	2	37	34	(12)
213	東近江市 (13)	28	11	1	2	2	-	-	-	4	-	4	-	4	-	17	14	(13)
214	米原市 (14)	16	2	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	14	8	(14)
383	日野町 (15)	19	4	-	-	-	-	-	-	4	-	4	-	-	-	15	15	(15)
384	竜王町 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(16)
425	愛荘町 (17)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(17)
441	豊郷町 (18)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(18)
442	甲良町 (19)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(19)
443	多賀町 (20)	31	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1	28	26	(20)

3 林業経営体（続き）

(2) 保有山林面積規模別経営体数

(3) 保有山林面積及び素材生産量

単位：経営体

地域	計	保有山林 な	3ha未満	3～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100～500	500～1,000	1,000ha以上	保有山林 面積	素材 生産量	うち受託 もしくは 立木買い による	
25 滋賀県 (1)	307	10	8	64	72	54	22	27	19	25	3	3	32,735	44,144	37,190	(1)
201 大津市 (2)	24	-	-	1	9	3	1	2	4	2	-	2	20,267	x	-	(2)
202 彦根市 (3)	9	-	-	2	3	-	2	1	-	1	-	-	264	x	-	(3)
203 長浜市 (4)	25	2	1	6	9	2	2	-	-	3	-	-	645	7,302	x	(4)
204 近江八幡市 (5)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(5)
206 草津市 (6)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(6)
207 守山市 (7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(7)
208 栗東市 (8)	14	1	1	3	3	4	-	-	1	1	-	-	652	x	-	(8)
209 甲賀市 (9)	81	1	2	21	20	16	5	8	1	7	-	-	2,350	8,392	8,058	(9)
210 野洲市 (10)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(10)
211 湖南市 (11)	8	-	-	1	1	-	-	1	2	3	-	-	758	-	-	(11)
212 高島市 (12)	44	2	1	11	6	6	4	6	3	3	2	-	3,171	10,344	9,757	(12)
213 東近江市 (13)	28	3	1	4	4	2	3	4	6	1	-	-	884	x	7,830	(13)
214 米原市 (14)	16	-	-	4	5	6	-	1	-	-	-	-	168	-	-	(14)
383 日野町 (15)	19	-	2	5	4	4	-	-	1	2	-	1	1,720	782	-	(15)
384 竜王町 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(16)
425 愛荘町 (17)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(17)
441 豊郷町 (18)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(18)
442 甲良町 (19)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(19)
443 多賀町 (20)	31	1	-	6	8	9	4	1	1	-	1	-	1,226	x	x	(20)

4 総農家
総農家数

単位：戸

地域		総農家数	販売農家	自給的農家	
番号	地域等				
25	滋賀県 (1)	21,978	13,814	8,164	(1)
201	大津市 (2)	2,341	1,197	1,144	(2)
202	彦根市 (3)	1,042	504	538	(3)
203	長浜市 (4)	3,001	1,630	1,371	(4)
204	近江八幡市 (5)	1,162	904	258	(5)
206	草津市 (6)	995	590	405	(6)
207	守山市 (7)	922	521	401	(7)
208	栗東市 (8)	694	418	276	(8)
209	甲賀市 (9)	2,206	1,449	757	(9)
210	野洲市 (10)	772	511	261	(10)
211	湖南市 (11)	382	238	144	(11)
212	高島市 (12)	1,931	1,331	600	(12)
213	東近江市 (13)	2,788	2,139	649	(13)
214	米原市 (14)	1,273	581	692	(14)
383	日野町 (15)	834	664	170	(15)
384	竜王町 (16)	462	392	70	(16)
425	愛荘町 (17)	508	317	191	(17)
441	豊郷町 (18)	160	95	65	(18)
442	甲良町 (19)	224	166	58	(19)
443	多賀町 (20)	281	167	114	(20)

Ⅲ 農林業経営体調査の仕様

1 調査の目的

農林業の生産構造、就業構造等の農林業をとりまく実態を明らかにするとともに、農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に基づく基幹統計の作成を目的とする統計調査として、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）及び平成 16 年 5 月 20 日農林水産省告示第 1071 号（農林業センサス規則第 5 条第 1 項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づき実施している。

3 調査体系

(1) 調査の対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者

(2) 調査の系統

農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象（農林業経営体）

4 調査事項

- ・経営の態様
- ・世帯の状況
- ・農業労働力
- ・経営耕地面積等
- ・農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
- ・農産物の販売金額等
- ・農作業受託の状況
- ・農業経営の特徴
- ・農業生産関連事業
- ・林業労働力
- ・林産物の販売金額等
- ・林業作業の委託及び受託の状況
- ・保有山林面積
- ・育林面積等及び素材生産量
- ・その他農林業経営体の現況

5 調査期日

令和 2 年 2 月 1 日現在で実施した。

6 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面

接調査（他計報告調査）の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

ただし、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合には、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能とした。

7 2020年調査の主な変更点

(1) 調査対象の属性区分の変更

2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

(2) 調査項目の見直し

① 調査項目の新設

- ・青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別
- ・有機農業の取組状況
- ・農業経営へのデータ活用の状況

② 調査項目の削減

- ・自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（農業就業人口の区分に利用）
- ・世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した方の有無（専兼業別の分類に利用）
- ・田、畑、樹園地の耕作放棄地面積
- ・農業機械の所有台数
- ・農作業の委託状況
- ・農外業種からの資本金、出資金提供の有無

8 数値について

(1) この資料の数値は概数値である。確定値は、農林水産省ホームページに掲載（令和3年3月予定）されるとともに、その後刊行される「報告書」に掲載される。

(2) 統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しないことがある。

また、概要に記載している各表の増減率、構成比等も各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

(3) 表中に用いた記号は、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）

「－」：事実のないもの

「X」：調査客体が少ないため秘密保護の観点から数値を秘匿したもの

「△」：減少したもの

9 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

また、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目
- に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。
有効回答数（滋賀県分）については以下のとおり。

調査票配布対象数…15,208 有効回答数…14,866

注:1 「調査票配布対象数」とは、調査員が訪問し面接により、農林業経営体に該当すると判定できた数である。

2 「有効回答数」とは、「調査票配布対象数」のうち、適正に回答された調査票を回収できた経営体数及び回答必須項目に一部未記入があっても、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された経営体数である。

10 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m ²
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3 ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。)
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200 m³以上の素材を生産した者に限る。)

農業経営体	農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
林業経営体	農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。

(2) 組織形態別

法人化している （法人経営体）	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。
会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、

医療法人、NPO法人などが該当する。

地方公共団体・
財産区

地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。

財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。

(3) 農業経営体

ア 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。
また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法第43条に基づきコンクリート床など転換した農地は耕地とした。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。
なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っている畑とした。

畑	<p>耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。</p> <p>なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。</p>
樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p>
イ 農産物の販売	
農産物販売金額	<p>自ら生産した農産物を販売した場合、自ら生産した農産物を自らが又は共同で営む農業生産関連事業（加工品の製造、農家民宿、農家レストラン等）における原料として使用した場合に、肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。</p> <p>なお、農業生産関連事業における原料として使用した場合は、原料農産物の見積額とした。</p> <p>自給部分の見積金額は含まない。</p> <p>集落営農に参加しており、そこで生産した農産物の販売権等が集落営農側にある場合は、その農産物の販売金額は含まない。</p> <p>観光農園を営んでいる場合の入園（入場）料（入園料で農産物を一定量収穫させる場合のみ）は、農産物販売金額に含む。</p>
ウ 農業経営組織別	
単一経営	<p>農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。</p>
複合経営	<p>単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営体をいう。</p>
エ 農業経営の取組	
青色申告	<p>不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け日々の取組を記帳し、その記録にもとづいて申告する制度をいう。</p>
正規の簿記	<p>損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。</p>
簡易簿記	<p>「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。</p>
現金主義	<p>現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。</p>

有機農業	<p>化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。</p> <p>また、自然農法に取り組んでいる場合や有機JASの認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業に取り組んでいる場合を含む。</p>
農業経営を行うためにデータを活用	<p>効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報）を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。</p>
データを取得して活用	<p>気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを取得するツールとしてスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話、新聞などを用いて、取得したデータを効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。</p>
データを取得・記録して活用	<p>「データを取得して活用」で取得した経営外部データに加え、財務、生産履歴、栽培管理、ほ場マップ情報、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いて、取得したものをこれに記録して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。</p>
データを取得・分析して活用	<p>「データを取得して活用」や「データを取得・記録して活用」で把握したデータに加え、センサー、ドローン、カメラなどを用いて、気温、日照量、土壌水分・養分量、CO₂濃度などのほ場環境情報や、作物の大きさ、開花日、病気の発生などの生育状況といった経営内部データを取得し、専用のアプリ、パソコンのソフトなどで分析（アプリ・ソフトの種類、分析機能の水準などは問わない。）して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。</p>
(4) 個人経営体	
ア 主副業別	
主業経営体	<p>農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。</p>
準主業経営体	<p>農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。</p>
副業的経営体	<p>調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。</p>
農業専従者	<p>調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。</p>

イ 農業従事者等

基幹的農業従事者

自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(5) 林業経営体

ア 保有山林の状況

保有山林

自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。

イ 素材生産

素材生産量

素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。
丸太の体積を表し、一般的には立方メートル（ m^3 ）の単位で表示する。

なお、立木買いによる素材生産量を含む。

立木買いによる素材生産

立木を購入し、伐木して素材生産することをいう。

(6) 総農家

農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

販売農家

経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家

経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。